



地域のチカラで“立ち直り”を支えよう！ 「津市再犯防止推進計画」を策定

問い合わせ 福祉政策課 ☎229-3283 FAX229-3334

「津市再犯防止推進計画」とは？

全国の刑法犯検挙者数は、平成16年をピークに16年連続で減少する一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は4割を超え続けています(平成期)。安全・安心に暮らせる社会を実現するため、再犯防止対策に係る効果的な取り組みを推進することを目的に、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

津市でも、令和4年3月に「津市再犯防止推進計画」を策定しました。犯罪をした人が再び罪を犯すことなく、円滑に社会の一員として復帰・再

出発できるよう、津市が取り組む施策の方向性を示しています。

犯罪をした人の多くが、安定した職業に就くことや住居を確保することができないなどの理由により、円滑な社会復帰が困難な状況にあります。立ち直ろうとする人を支え、地域で生活する誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、以下に示す基本方針の下、関係機関・団体等と連携を図りながら取り組んでいきます。



津市再犯防止推進計画

「津市再犯防止推進計画」の基本方針

1

就労・住居を確保するための取り組みの推進



2

保健医療・福祉サービスの利用の促進



3

非行の防止と学校等と連携した修学支援の実施



4

広報・啓発活動の促進



5

関係機関・団体等との連携強化



更生保護のため、津市で活動されている皆さん！

保護司



津保護司会
会長 吉村哲夫さん

犯罪や非行からの立ち直りには、地域社会が彼ら・彼女らを理解し、見守り、支えるあたたかな心が必要です。誰ひとり取り残さない社会を実現し、安全・安心な地域を築くため、これからも更生保護の活動を続けていきます。



社会を明るくする運動の啓発活動

BBS会



津BBS会

児童養護施設での学習ボランティアや学童保育の手伝いなど、多様な活動を行っています。先輩方の残してくれた土台を基に活動しています。

